

## ○「健康都市おおぶ」美しいまちづくり表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例（平成21年大府市条例第21号）第19条の規定に基づき、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちづくりに寄与した市民、事業者、団体等（以下「市民等」という。）に対し市長が行う表彰（以下「美しいまちづくり表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 美しいまちづくり表彰の対象となる者は、市民等であって、次条に定める基準に該当するものとして、自治区その他の地域団体の推薦があったものとする。

(表彰の基準等)

第3条 美しいまちづくり表彰は、次の各号のいずれかに該当する地域環境美化に関する活動を、自主的、自立的におおむね5年以上継続して行っている市民等に対して行うものとする。

- (1) 居住地周辺の清掃活動
- (2) 公園、緑地、水辺等の清掃活動
- (3) 看板、貼紙等の整理
- (4) 落書きの消去
- (5) 草取り及び草木の管理（樹木、草花等の植栽を除く。）
- (6) その他地域環境美化活動と市長が認める活動

(表彰の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、宗教若しくは営利の目的を伴う場合又は過去に同一の活動において美しいまちづくり表彰を受けたことがある場合は、対象としない。

(推薦書類)

第5条 美しいまちづくり表彰の候補者を推薦しようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 「健康都市おおぶ」美しいまちづくり表彰推薦書（第1号様式）
- (2) 「健康都市おおぶ」美しいまちづくり表彰活動調書（第2号様式）
- (3) その他参考となる書類

(表彰の審査)

第6条 前条の規定により書類の提出があったときは、大府市環境審議会において、美しいまちづくり表彰を行うことの適否を審査する。

(表彰の方法)

第7条 市長は、前条の審査の結果、美しいまちづくり表彰を行うことが適当と認めた者に表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第8条 美しいまちづくり表彰は、毎年10月に行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、随時において行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。